

●香川県告示第115号

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款を次のように定める。

平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県工事請負契約約款等の一部を改正する約款

(香川県工事請負契約約款の一部改正)

第1条 香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請負代金の支払)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項及び第43条第3項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>	<p>(請負代金の支払)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>
<p>(前金払)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>同項の期間を経過した日における民法第404条に定める法定利率</u>（以下「法定利率」という。）で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>7 略</p>	<p>(前金払)</p> <p>第35条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年5パーセントの割合</u>で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>7 略</p>
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、</p>

機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成32年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第43条 略

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、工期を経過した日における法定利率で計算して得た額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における法定利率で計算して得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第48条 略

- 2 略
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は第46条の2第2項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該支払の日における法定利率で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにおいてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 略

（制裁金等の徴収）

第51条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発

機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第43条 略

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第48条 略

- 2 略
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は第46条の2第2項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにおいてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 略

（制裁金等の徴収）

第51条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発

注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで~~発注者の指定する期間を経過した日における法定利率~~で計算して得た額の利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき~~同項に規定する法定利率~~で計算して得た額の延滞金を徴収する。

(香川県土木設計業務等委託契約約款の一部改正)

第2条 香川県土木設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第258号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務委託料の支払) 第31条 略 2 略 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項及び第40条第3項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。	(業務委託料の支払) 第31条 略 2 略 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
(前金払) 第33条 略 2～5 略 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 同項の期間を経過した日における民法第404条に定める法定利率（以下「法定利率」という。） で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	(前金払) 第33条 略 2～5 略 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年5パーセントの割合</u> で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
(履行遅滞の場合における損害金等) 第40条 略	(履行遅滞の場合における損害金等) 第40条 略

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間を経過した日における法定利率で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における法定利率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第47条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第43条又は第44条の2第2項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該支払の日における法定利率で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条又は第44条の2第2項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該支払の日における法定利率で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～7 略

（賠償金等の徴収）

第50条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで発注者の指定す

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第47条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第42条、第43条又は第44条の2第2項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条又は第44条の2第2項の規定による解除にあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第44条第1項又は第45条第1項の規定による解除にあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～7 略

（賠償金等の徴収）

第50条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年5パーセント

る期間を経過した日における法定利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき同項に規定する法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。

の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(香川県建築設計業務等委託契約約款の一部改正)

第3条 香川県建築設計業務等委託契約約款（平成9年香川県告示第259号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務委託料の支払)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項及び第39条第3項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>	<p>(業務委託料の支払)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p>
<p>(前金払)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>同項の期間を経過した日における民法第404条に定める法定利率</u>（以下「法定利率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p>	<p>(前金払)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年5パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p>
<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第35条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>履行期間を経過した日における法定利率</u>で計算した額とする。</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、業務委託料から第35条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年5パーセントの割合</u>で計算した額とする。</p>

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第30条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における法定利率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第46条 この契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第42条又は第43条の2第2項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該支払の日における法定利率で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第35条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、受注者は、第41条、第42条又は第43条の2第2項の規定による解除にあっては当該余剩額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該支払の日における法定利率で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該余剩額を発注者に返還しなければならない。

3・4 略

（賠償金等の徴収）

第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで発注者の指定する期間を経過した日における法定利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき同項

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第30条第2項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第46条 この契約が解除された場合において、第32条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第42条又は第43条の2第2項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第35条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、受注者は、第41条、第42条又は第43条の2第2項の規定による解除にあっては当該余剩額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条第1項又は第44条第1項の規定による解除にあっては当該余剩額を発注者に返還しなければならない。

3・4 略

（賠償金等の徴収）

第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5

に規定する法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。

パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

- 1 この約款は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香川県工事請負契約約款の規定（第37条の規定を除く。）、第2条の規定による改正後の香川県土木設計業務等委託契約約款の規定及び第3条の規定による改正後の香川県建築設計業務等委託契約約款の規定は、平成31年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。